



三田証券株式会社 保護預り約款等 新旧対照表

「保護預り約款」

(変更箇所は下線部)

新 (略)	旧 (略)
(移管手数料) 第16条 お客様のご依頼により、当社口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合には、 <u>当社の定めるところにより、所定の手数料をいただきます。</u>	(新設)
(解約) 第17条 (略)	(解約) 第16条 (略)
(解約時の取扱い) 第18条 (略)	(解約時の取扱い) 第17条 (略)
(公示催告等の調査等の免除) 第19条 (略)	(公示催告等の調査等の免除) 第18条 (略)
(緊急措置) 第19条の2 (略)	(緊急措置) 第18条の2 (略)
(免責事項) 第20条 (略)	(免責事項) 第19条 (略)
(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意) 第21条 (略)	(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意) 第20条 (略)
(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 第22条 (略)	(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 第21条 (略)
(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 第23条 (略)	(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 第22条 (略)
(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意) 第24条 (略)	(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意) 第23条 (略)
(この約款の変更) 第25条 (略)	(この約款の変更) 第24条 (略)

「外国証券取引口座約款」

新 (略)	旧 (略)

<p><u>(他の口座管理機関への振替)</u>  第29条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で外国証券を受入れるときは、渡し方の依頼人に対して振替に必要な事項（当社および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）を連絡していただくものとします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われ  ないことがあります。  2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。  3. 第1項の場合は、当社の定めるところにより、所定の手数料をいただきます。</p> <p>(契約の解除)  第30条 (略)</p> <p>(免責事項)  第31条 (略)</p> <p>(準拠法及び合意管轄)  第32条 (略)</p> <p>(約款の変更)  第33条 (略)</p> <p>(個人データの第三者提供に関する同意)  第34条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(契約の解除)  第29条 (略)</p> <p>(免責事項)  第30条 (略)</p> <p>(準拠法及び合意管轄)  第31条 (略)</p> <p>(約款の変更)  第32条 (略)</p> <p>(個人データの第三者提供に関する同意)  第33条 (略)</p>
---	---

「振替決済口座管理約款」

新	旧
<p>(略)</p> <p><u>(他の口座管理機関への振替)</u>  第6条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受入れるときは、渡し方の依頼人に対して振替に必要な事項（当社および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）を連絡していただくものとします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われ  ないことがあります。  2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。  3. 第1項の場合は、当社の定めるところにより、所定の手数料をいただきます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(他の口座管理機関への振替)</u>  第6条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受入れるときは、渡し方の依頼人に対して振替に必要な事項（当社および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）を連絡していただくものとします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われ  ないことがあります。  2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。  (新設)</p> <p>(略)</p>

「株式等振替決済口座管理約款」

新 (略)	旧 (略)
<p><b>(他の口座管理機関への振替)</b></p> <p>第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。</p> <p>3. <u>第1項の場合は、当社の定めるところにより、所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>(他の口座管理機関への振替)</b></p> <p>第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」

新 (略)	旧 (略)
<p><b>(他の口座管理機関への振替)</b></p> <p>第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p> <p>2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。</p> <p>3. <u>第1項の場合は、当社の定めるところにより、所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>(他の口座管理機関への振替)</b></p> <p>第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p> <p>2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

「金融商品の販売等に係る「重要事項」のご説明」

新	旧
<p><u>「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」</u>により、証券会社等はお客様に金融商品をご購入いただく際に、この法律で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられることとな</p>	<p><u>「金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）」（2021年11月1日に『金融サービスの提供に関する法律』に改称）</u>により、証券会社等はお客様に金融商品をご購入いただく際に、<u>金融商品</u></p>

<p>りました。これに伴い、弊社としては取扱商品の各々の重要事項につきまして、下記のとおりご説明申し上げます。お客様におかれましては、これらの説明をご理解の上、商品をご購入くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>(略)</p>	<p><u>販売法</u>で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられることとなりました。これに伴い、弊社としては取扱商品の各々の重要事項につきまして、下記のとおりご説明申し上げます。お客様におかれましては、これらの説明をご理解の上、商品をご購入くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>(略)</p>
---	---

以上